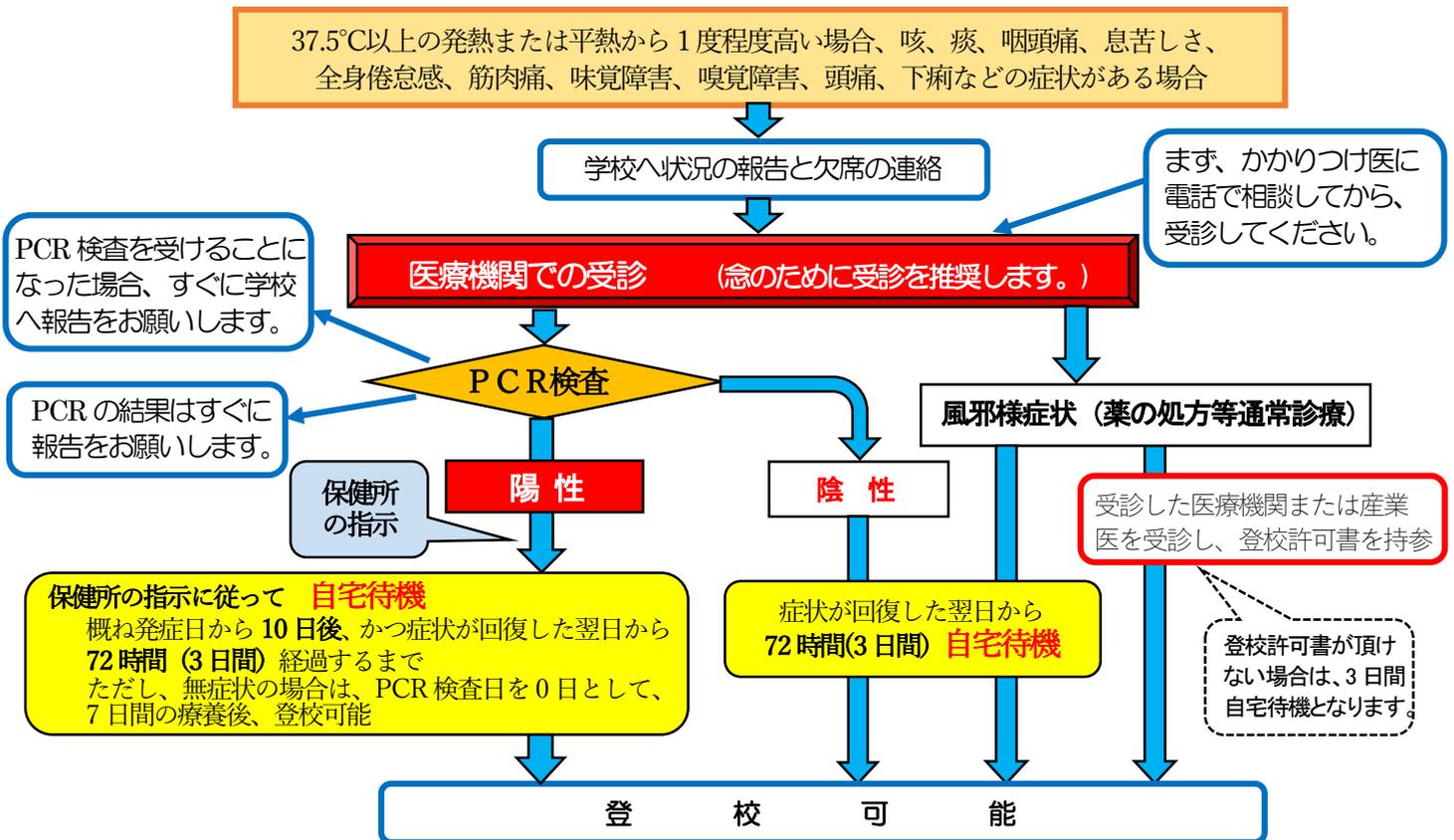


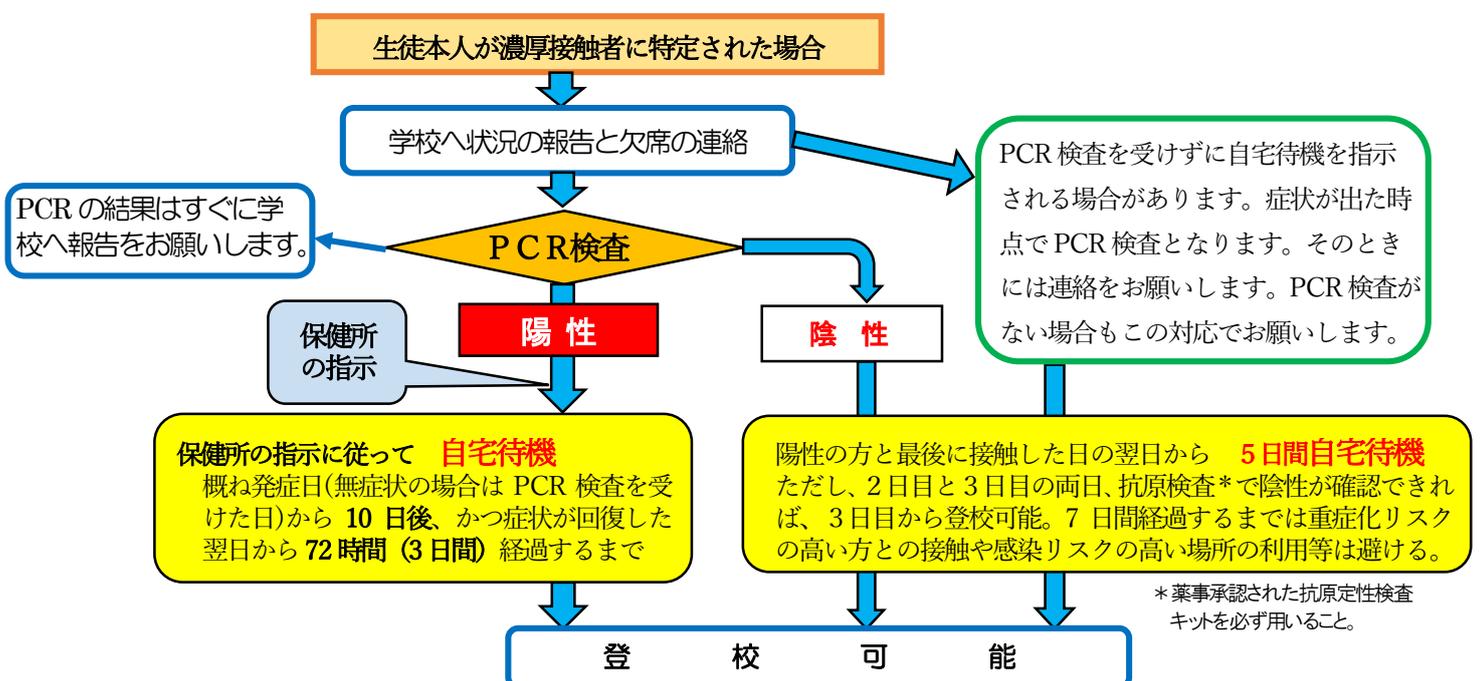
皆様に少しでも体調不良が見られた場合の一般的な対応をフローチャートにてお知らせしていますが、厚生労働省の対応に合わせたものに変更しました。学校としまして、県の指示や産業医のアドバイスを受けて、概要を決めています。個々のご事情にあわせて柔軟に対応いたしますが、他の生徒への影響も配慮し、慎重に検討していきたいと思っております。また、ウイルスの変異や保健所の指示等に合わせ、今後も改定していきます。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

抗原検査で陽性が出た場合、PCR検査の陽性に準ずるものとします。抗原検査で陰性であっても、陽性の可能性があります。体調が思わしくなければ、抗原検査の再検またはPCR検査を受検してください。

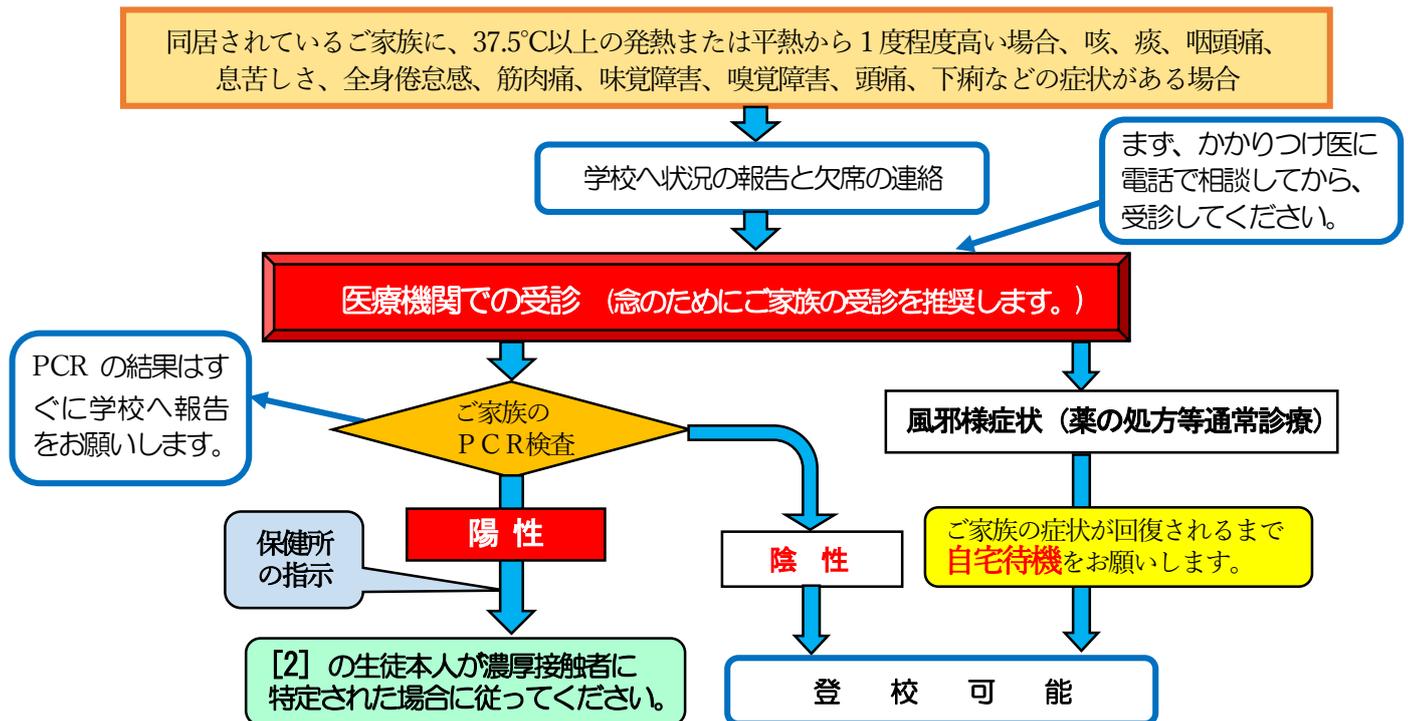
[1] 生徒本人に風邪のような症状がみられた場合 … 状況が判明するまで、登校はお控えください。



[2] 生徒本人が濃厚接触者に特定された場合 … しばらくの間、登校できません。



[3] 同居のご家族に風邪のような症状がみられた場合 … ご家族の症状が収まるまで、念のため登校は見合わせてください。



[4] 同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合 (同居のご家族の学校等が閉鎖された場合も含む)

濃厚接触者の濃厚接触者は、一般的には待機の必要がないと判断されています。

本校でも同様の対応といたしますが、必ず体調を確認し、慎重な対応をお願いします。

ご家族に風邪のような症状が見られた場合 および 無症状でも PCR 検査を受けられた場合は、[3] の対応をお願いします。

[5] その他

- ① 上記に該当する場合以外にご心配がある場合は、速やかに担任(学年)に状況報告をお願いします。
- ② 生徒が自主的に PCR 検査を受けて陰性であった場合は、自宅待機せずに登校できます。
- ③ 登校許可書は、HP より取り出して印刷し、保健所または医療機関に署名捺印を依頼してください。
- ④ 保健所等の指示に従って、自宅待機をする場合は「出停」となります。
コロナ不安による欠席は、緊急事態宣言等が発令されていない場合「欠席」となります。

※ 現在、風邪症状で休んだあと、熱が下がるとすぐに登校する生徒がありますが、フローチャート[1]にありますように、症状が回復した翌日から3日間の自宅待機をお願いします。医療機関で、普通の風邪であると診断を受けても「登校許可証」がない場合は、同様に症状回復の翌日から3日間の自宅待機をお願いします。